

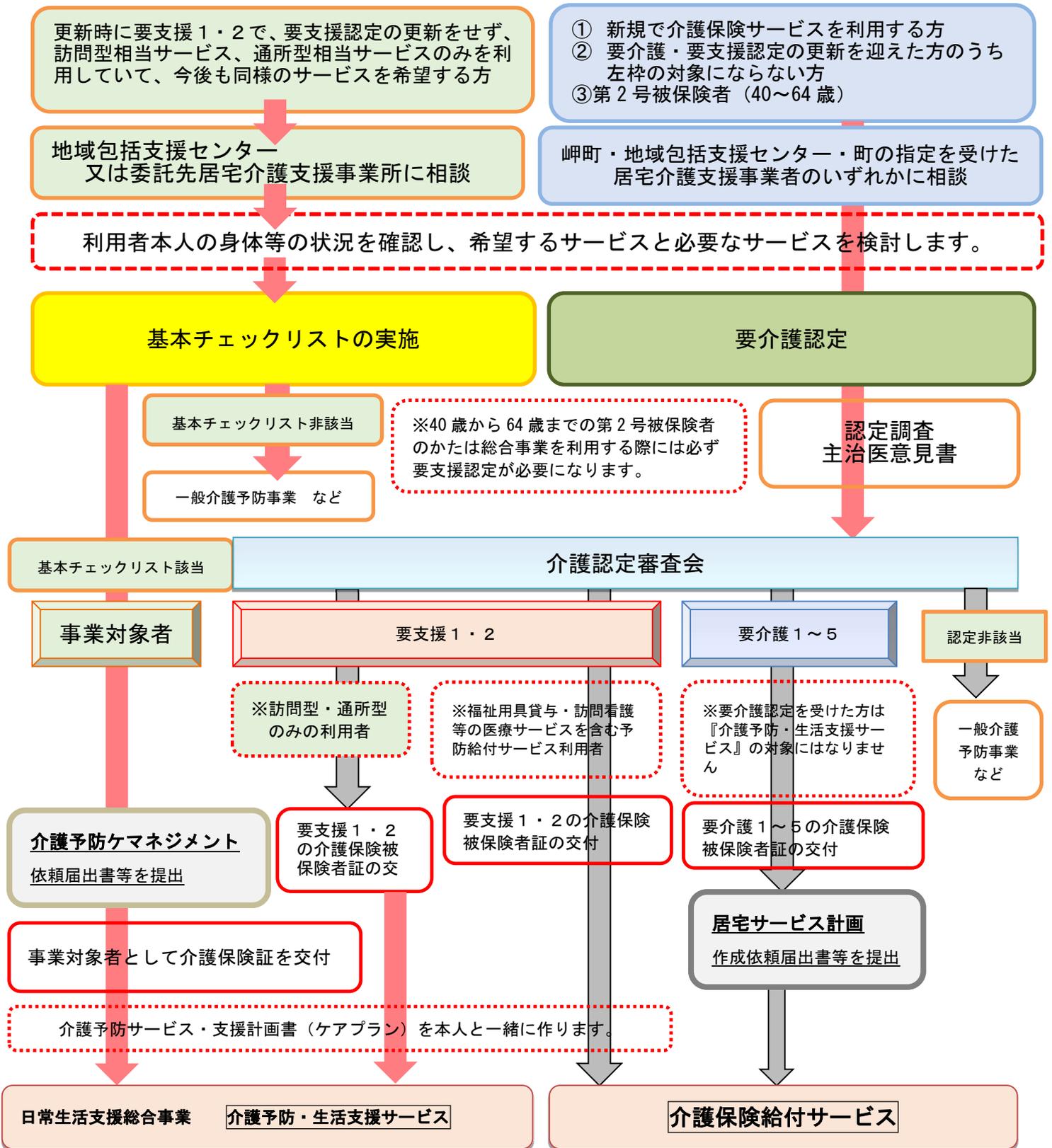
岬町

介護予防支援・日常生活支援総合事業の手引き
介護報酬・サービスコード編

岬町社協地域包括支援センター

令和 6年 9月 作成

☆総合事業の利用の流れ



1. 地域区分単価

岬町の地域区分単価（6級地）（令和3（2021）年～）

サービス種類	地域区分単価
訪問介護相当サービス	1単位 10,420円
訪問型サービスA	1単位 10,420円
通所介護相当サービス	1単位 10,270円
介護予防ケアマネジメントA	1単位 10,420円

※総合事業においては、事業所の所在地がある地域区分ではなく、岬町の被保険者にかかる地域区分単価となることにご注意ください。

2. 原案作成委託料（介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費）

（令和6年（2024年）4月～）

サービス名	対象者	委託料（月額）	自己負担	
介護予防支援	要支援1・2 事業対象者	3,734円	無	予防給付
介護予防ケアマネジメントA				総合事業

◎ 加算

サービス名	対象者	委託料（月額）	自己負担
初回加算	要支援1・2 事業対象者	3,000円	無
委託連携加算		2,000円	

○ 初回加算

算定できる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規申請で要支援認定 ・ 更新結果、要介護⇒要支援認定 ・ 要介護⇒事業対象者への届出 ・ 転居等により、介護予防支援事業所が変更となった場合 ・ 入院等で2か月以上算定がない場合（担当者会議の実施やプラン変更など一連のケアマネジメントを経た場合に限る）
算定できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同事業所内ケアマネジャー変更 ・ 居宅介護支援事業所の変更 ・ 事業対象者⇒要支援 ・ 要支援⇒事業対象者

○ 委託連携加算

利用者1人につきケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り算定します。岬町では、利用者1人につき業務委託する初回に限り、基本額に2,000円加算します。

委託連携加算の算定例

算定 できる例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所に、新たにケアマネジメントを委託した。 ・ 区分変更申請または更新申請の結果、介護区分が要介護から要支援となり、地域包括支援センターからケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託した。 ・ 地域包括支援センターでケアマネジメントをしていたが、本人の希望等により居宅介護支援事業所へ委託した。 ・ 本人の希望等により、委託先事業所を変更した。
算定 できない例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援事業者が岬町の指定を受けて介護予防支援をおこなっていたが、サービスの利用状況が変わり介護予防ケアマネジメントを行うために地域包括支援センターから委託を受けた。 ・ 更新申請等にて要介護認定から要支援認定となったが、過去に地域包括支援センターから委託を受けてケアマネジメントをしており委託連携加算を算定したことがある。

○ 転居時の初回加算

初回加算について、転居により担当の地域包括支援センターが変更となった場合、委託事業者が同じでも転居先で介護予防サービス計画作成にあたっての一連の業務を行えば、初回加算は算定できます。月途中で転居し（転居前はサービス利用有）、転居後その月にサービス利用が無い場合は、転居元の包括センターで給付管理し（その月中は、介護予防サービス計画作成変更届出書の提出は行わないこと）、転居後もその月に引き続きサービス利用があった場合は、転居先の包括センターで給付管理します。

◎ 減算

減算名	算定要件	単位数
業務継続計画未実施減算 ※介護予防支援の減算施行時期は令和7年4月1日です。	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害と感染症の業務継続計画を策定していない。</u> ・ <u>業務継続計画を実行するための研修と訓練を実施していない。</u> 	所定単位数の1.0%
高齢者虐待防止措置未実施減算	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催と職員への周知をしていない。</u> 	所定単位数の1.0%

	<ul style="list-style-type: none">・ <u>虐待防止のための指針の整備をしていない。</u>・ <u>虐待防止のための研修を定期的</u><u>に開催していない。</u>・ <u>虐待防止のための担当者を配置していない。</u>	
--	---	--

3. 介護報酬とサービスコード

<訪問型サービス>

○ 指定相当訪問介護型サービス

要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことで、心身状態の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指します。

令和6年4月より回数区分を標準的なサービスとして統合し、生活援助の区分が新設されました。生活援助中心の支援は、要支援者等の“できること”を阻害することのないようにしましょう。

通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合の単位数（「通院等乗車介助」）は算定できません。

提供頻度（対象者）	回数報酬		包括報酬
	標準的な内容	生活援助が中心	
週1回程度 （事業対象者・ 要支援1・2）	A2・2411 訪問型サービス費21 287単位	○20分以上45分未満 A2・2511 訪問型サービス費22 179単位	月5回以上 A2・1111 訪問型サービス費11 1,176単位
週2回程度 （事業対象者・ 要支援1・2）		○45分以上 A2・2621 訪問型サービス費23 220単位	月9回以上 A2・1211 訪問型サービス費12 2,349単位
週2回を超える程度 （事業対象者・ 要支援2）			月13回以上 A2・1321 訪問型サービス費13 3,727単位

<指定相当訪問型サービスの請求について>

包括報酬と回数報酬に区分されますが、主に1週間あたりの利用回数により、使用するコードが変わります。

原則として、回数報酬で請求を行いますが、月5週ある時などで、月の利用回数が5回以上（週1回程度の位置づけ）、9回以上（週2回程度の位置づけ）、13回以上（週3回程度の位置づけ）となった場合は、包括報酬を検討します。

※「検討」とは：月の回数による単位数と包括報酬の単位数を比較して、単位数が小さいほうで請求をします。

回数報酬は3,727単位/月（週2回を超える程度で月13回以上）を超えて請求はできません。

令和6年4月の報酬改定にて、高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算、同一建物減算が追加されました。

<生活支援が中心の報酬について>

現にサービス提供に要した時間で算定するのではなく、指定相当訪問型サービス計画に位置付けられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定します。(岬町介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の算定に関する要綱別表より)

標準的な時間は、アセスメント及びサービス担当者会議等で必要とされる時間を検討し、導き出された結果を標準的な時間としてください。一般的に掃除に要する時間等に決まった時間はなく、利用者の身体状況や生活環境を考慮したうえで標準的な時間を導き出してください。(令和6年度総合事業請求上の注意点(令和6年4月15日改定) 岬町高齢福祉課作成 より)

ケアプランにより予定する提供頻度(週〇回程度)と位置付けた回数または内容で、費用を算定します。また、要支援1は週3回程度利用のサービスコードを使用して請求することはできません。

【包括報酬を算定する例】

週1回程度、標準的なサービスをケアプランに位置付けている。

当月は標準的なサービスを5回利用した。

(包括報酬で計算)

$(A2 \cdot 1111) 1, 176 \times 1 = 1, 176$ 単位

(回数報酬で計算)

$(A2 \cdot 2411) 287 \times 5回 = 1, 435$ 単位

包括報酬で算定した場合の方が単位数が小さくなるため、**包括報酬で請求**します。

【回数報酬を算定する例】

週1回程度、標準的なサービスと生活援助をケアプランに位置付けている。

当月は標準的なサービス2回と生活援助(45分未満)3回利用した。

(包括報酬で計算)

$(A2 \cdot 1111) 1, 176 \times 1回 = 1, 176$ 単位

(回数報酬で計算)

$(A2 \cdot 2411) 287 \times 2回 + (A2 \cdot 2511) 179 \times 3回 = 1, 111$ 単位

回数報酬で算定した場合の方が単位数が小さくなるため、**回数報酬で請求**します。

【月6回の利用の場合】

標準的なサービスをケアプランに位置付けている。

当月は、標準的なサービスを6回利用した。

(回数報酬で計算)

(A 2・2 4 1 1) 2 8 7 × 6回 = 1, 7 2 2 単位

(包括報酬で計算)

※6回の場合はいずれかの週で2回利用しているため、週2回程度の包括報酬の単位を使用する。

包括報酬：(A 2・1 2 1 1) 2, 3 4 9 単位

回数報酬で算定した場合の方が単位数が小さくなるため、**回数報酬で請求**します。

訪問型サービスのサービスコードについて

※サービスコードについては「岬町総合事業サービスコード表」（岬町ホームページに掲載）をご確認ください。

岬町ホームページ 高齢福祉に関するお知らせ

<https://www.town.misaki.osaka.jp/soshiki/shiawase/koureifukushi2/oshirase1/tiikisougoujigyou/687.html>

※現在使用している請求ソフトやシステムに、岬町の総合事業単位数マスタの取り込みを完了してください。なお総合事業対応状況やマスタ取り込み方法は、利用している請求ソフトやシステム開発業者にお問い合わせください。

○サービスの併用

訪問介護相当サービス（従前相当サービス）と訪問型サービスA（基準緩和サービス）の併用は、ケアマネジメントにより各サービスの併用が必要と認められた場合、併用を可能とします。ただし、1週当たりの利用回数の上限を超えることはできません。

- ・要支援1は、週2回まで。
- ・要支援2及び事業対象者は、週3回まで。

<通所型サービス>

指定相当通所型サービス

自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指します。

提供頻度	回数報酬	包括報酬
週1回程度	<p>月4回以下</p> <p>【要支援1・事業対象者】 A6・1113 通所型サービス費 21 436単位</p> <p>【要支援2】 A6・1123 通所型サービス費 22 447単位</p>	<p>月5回以上</p> <p>【要支援1・事業対象者】 A6・1111 通所型サービス費 11 1,798単位</p> <p>【要支援2】 A6・1221 通所型サービス/212 1,798単位</p>
週2回程度 (要支援2・ 事業対象者のみ)	<p>月8回以下</p> <p>A6・1123 通所型サービス費 22 447単位</p>	<p>月9回以上</p> <p>A6・1121 通所型サービス費 12 3,621単位</p>

岬町では、ケアプランにより予定する提供頻度（週〇回程度）と位置付けた回数または内容で、費用を算定します。また、要支援1は週2回程度利用のサービスコードを使用して請求することはできません。

令和6年4月の報酬改定にて、高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算、同一建物減算が追加されました。

○通所型独自送迎減算

令和6年4月より、送迎未実施時の送迎減算が追加されました。片道につき減算されます。

【請求の例】

- 例1) 要支援1の方で、月2回の利用をケアプランに位置づけた場合
⇒ (A6・1113) 436単位×2回=872単位で請求。
- 例2) 要支援2の方で、週2回程度の利用をケアプランに位置づけたが、月の途中で入院や入所等により月8回の利用となった場合
⇒ (A6・1123) 447単位×6回=2,682単位で請求。
- 例3) 要支援2の方で、月の途中から利用を開始または中止し、4回の利用（※週1回程度の利用をケアプランに位置づけ）となった場合
⇒ (A6・1123) 447単位×4回=1,788単位で請求。

例4) 要支援1の方で、月の利用回数を5回と予定していたが、週1回程度の利用をケアプランに位置づけたが、利用者の事情(事前にキャンセルの連絡があった等)により月4回の利用となった場合

⇒(A6・1113)436単位×4回=1,744単位で請求。

※振替利用を検討するなど、ケアプランに位置づけのある回数ができるよう、できるだけご配慮いただきますようお願いいたします。

※体調不良等により当日のキャンセル(事前に連絡がない場合)になった場合は、ケアプランの位置づけのとおり包括報酬(A6・1111)1,798単位により請求してください。

例5) 要支援2の方で、週2回程度の利用をケアプランに位置づけているが、事業所の規定等によりサービス提供ができない(事業所の休業日、台風等の気象状況など)週があり、月7回の利用となった場合

⇒(A6・1123)447単位×7回=3,129単位で請求。

※振替利用を検討するなど、ケアプランに位置づけのある回数ができるよう、できるだけご配慮いただきますようお願いいたします。

通所型サービスのサービスコードについて

※サービスコードについては「岬町総合事業サービスコード表」(ホームページに掲載)をご確認ください。

岬町ホームページ 高齢福祉に関するお知らせ

<https://www.town.misaki.osaka.jp/soshiki/shiawase/koureifukushi2/oshirase1/tiikisougoujigyou/687.html>

※現在使用している請求ソフトやシステムに岬町の総合事業単位数マスタ(ホームページに掲載)の取り込みを完了して下さい。なお総合事業対応状況や、マスタ取り込み方法は利用している請求ソフトやシステム開発業者にお問い合わせください。

4. その他

○ 岬町内に所在する事業所が「他市町村の被保険者」へ総合事業サービスを提供する場合
岬町内に所在する事業所が他市町村の「要支援者」や「事業対象者」に訪問・通所サービスを提供する場合は、当該事業所が、その方の保険者市町村の総合事業の指定を受けた上で、その方の保険者市町村の定める基準等に沿って総合事業サービスを実施し、その保険者市町村のサービスコードで請求を行ってください。

詳細については、当該市町村にご確認ください。

○ 岬町外に所在する事業所が「岬町の被保険者」へ総合事業サービスを提供する場合

岬町外に所在する事業所が岬町の「要支援者」や「事業対象者」に訪問・通所サービスを提供する場合は、岬町の総合事業サービスの指定を受けている必要があり、岬町の基準等に沿った総合事業サービスを実施し、岬町のサービスコードで請求を行ってください。

○ 月途中で岬町の被保険者が他市町村の住所地特例施設に入所した場合

入所した住所地特例施設を担当する地域包括支援センターが、入所前に利用していた介護保険サービスの利用分を併せて請求します。

○ 月途中で“要支援からの新規申請”を行い、要介護認定となった場合

・ 要介護認定となったが、申請後からサービス利用しなかった。

地域包括支援センターで給付管理を行います。申請日までの介護報酬は“日割り”コードを使用します。また、台帳情報の変更を高齢福祉課に申し出るため、月末前までに地域包括支援センターにご連絡ください。

・ 要介護認定となり、サービス利用を継続した。

月末に担当している居宅介護支援事業所が給付管理を行います。要支援認定時の介護報酬は“日割り”コードを使用します。

○ 岬町総合事業の事業者指定の効力

岬町総合事業の指定権者は岬町です。岬町総合事業に係る事業者指定の効力は、岬町の被保険者及び岬町に住民票のある住所地特例者にのみ及びます。

◎総合事業に関する事業所指定及び指導に関する業務は、広域福祉課(泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)において実施します。

詳しくは、泉佐野市広域福祉課ホームページ等を確認ください。

◎広域福祉課(泉佐野市役所内)

電話:072-493-2023 FAX:072-462-7780

泉佐野市ホームページ:介護予防・日常生活支援総合事業のページ

<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/kouiki/menu/sougou/index.html>

岬町社協地域包括支援センター

事業所番号 2701200061

〒599-0303

大阪府泉南郡岬町深日 3238 番地の 24

電話 072-425-9058

FAX 072-425-9059

e-mail:houkatu@misakisyakyo.jp